様式第十二（令二国交令九八・一部改正）

裁決申請書

裁決申請者　住所
　　氏名
相手方　住所
　　氏名

土地収用法第－－－－条の規定による損失の補償について同法第九十四条第一項の規定による協議が成立しないから、左記により、裁決を申請致します。

記

一　事業の種類
二　損失の事実
三　損失の補償の見積及びその内訳
四　協議の経過

年　月　日

裁決申請者　住所
　　氏名

収用委員会　御中

備考

一　裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができること。
二　「損失の事実」については、発生の場所、時期をあわせて記載すること。
三　「損失の補償の見積及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第九十三条の規定によって工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。
四　「協議の経過」については、経過の説明の外に、協議が成立しない事情を明らかにすること。